

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私が大学を卒業した直後の昭和51年4月頃に、既に死亡した私の父親が、私の国民年金の加入手続をA市役所で行ってくれ、申立期間の私と両親の保険料については、B金融機関（現在は、C金融機関）の父親名義の預金口座から一緒に納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及びA市の国民年金被保険者名簿兼検認カード等により、昭和53年9月に払い出されたものと推認でき、その頃に、申立人の父親は国民年金の加入手続を行ったものと認められることから、その時点で、申立期間のうち、51年7月から53年3月までの国民年金保険料については過年度納付が可能である。

また、申立期間のうち、国民年金保険料の過年度納付が可能な当該期間について、C金融機関は、「当時、B金融機関では国庫金である国民年金の過年度保険料を収納することはできなかった。」と述べていることから、申立人の父親が同金融機関で当該期間の申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられるものの、i) 申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付し、昭和54年10月以降は付加保険料も納付している上、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父親及び母親についても、申立期間を含め44年4月から60歳に到達し国民年金被保険者資格を喪失する前までの期間は共に保険料の納付済期間であることから、申立人及びその両親は国民年

金保険料に対する納付意識が高かったものと認められること、ii) 申立人及び父親のD業経営について相談を受けていた同金融機関の元E職は、「当時、申立人と父親がD業に従事しており、経営も順調であった。」と述べていること、iii) 申立人の保険料を納付したとする父親及び母親について、A市の国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、申立期間前の50年1月から同年3月までの保険料が同年6月2日に納付されていることが確認でき、申立人の父親がB金融機関以外の金融機関で過年度納付したものと推認できることから、当該期間について、保険料の納付意識が高かった申立人の父親が、申立期間のうち、過年度納付が可能な51年7月から53年3月までの申立人の保険料を過年度納付していたものと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までについては、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったものと認められる53年9月の時点で時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 2070

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年7月まで

私の国民年金については、昭和36年3月に私の夫が任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、加入直後から夫が納付してくれていた。

これまで、転居の都度、国民年金の住所変更手続を行っていたほか、厚生年金保険との切替手続や付加保険料の納付、厚生年金保険の任意継続も行ってきた。

国民年金の任意加入手続を行っていながら、保険料を納付しないことは考えられず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料に未納が無い。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和36年3月31日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同手帳記号番号が付番されている被保険者の同資格取得日から、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できるところ、当該時点において、申立期間の国民年金保険料の納付が可能である。

さらに、オンライン記録において、申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、A町（当時）の国民年金被保険者名簿では、申立期間のうち昭和37年4月から同年7月までの保険料が納付済みとされており、それぞれの

納付記録に齟齬^{そご}が認められる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立人について、転居の都度、国民年金の住所変更手続きを行い、厚生年金保険との切替手続きや付加保険料の納付、厚生年金保険の任意継続も行ってきたとしているところ、i) 特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿により、複数回にわたる申立人の住所変更記録が確認できること、ii) B市の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和53年10月から付加保険料の納付を開始している記録が確認できること、iii) オンライン記録により、59年10月6日から平成元年9月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者資格を任意継続している記録が確認できることなどから、申立人の夫の年金に対する意識の高さがうかがえ、申立期間において、国民年金の任意加入手続きを行っていないながら、その保険料を納付しないことは考えられないとする申立人の夫の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年8月及び同年9月は24万円、同年10月から9年10月までは22万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、10年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月から同年12月までは24万円、11年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月から同年11月までは24万円、同年12月は22万円、12年1月は20万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月から同年12月までは24万円、13年1月は22万円、同年2月から15年3月までは24万円、同年4月から16年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは20万円、同年7月から17年4月までは24万円、同年5月から18年3月までは26万円、同年4月から19年1月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から19年3月10日まで
申立期間は、A社においてB業務に従事していたが、保管している給与明細書に比べ厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低額となっている。
申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成8年8月から19年1月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成8年8月及び同年9月は24万円、同年10月から9年10月までの期間は22万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、10年1月は28万円、同年2月は26万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円、同年5月から同年12月までの期間は24万円、11年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月から同年11月までの期間は24万円、同年12月は22万円、12年1月は20万円、同年2月から同年4月までの期間は24万円、同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年8月から同年12月までの期間は24万円、13年1月は22万円、同年2月から15年3月までの期間は24万円、同年4月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から同年6月までの期間は20万円、同年7月から17年4月までの期間は24万円、同年5月から18年3月までの期間は26万円、同年4月から19年1月までの期間は28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、事業主が二人確認できるところ、一人は既に死亡しており、他の一人からは回答が得られないことから確認することはできないが、申立人の給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は申立人の給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年2月について、申立人は、「平成19年2月分給与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていない。」と供述していることから、当該事業所の破産管財人に照会したところ、「申立人は、当該事業所の破産手続が開始された平成19年3月*日時点においてC職であったため、申立人の同年2月分の未払賃金についてはD社に対し立替払請求をしていない。」と回答している。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 年 11 か月後の昭和 49 年 10 月 11 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金が上記のとおり昭和 49 年 10 月 11 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 48 年 4 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4000 (事案 1201 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月18日から20年8月30日まで

平成20年に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっていると言われた。脱退手当金を受給した事実はないので、第三者委員会に申し立てたが認められないと通知された。

しかし、申立期間当時の同僚二人は、脱退手当金を受給していないと主張して第三者委員会に申立てを行い、記録訂正されたと聞いているほか、世話役であった同僚から新たな供述を得られたので再度調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和21年6月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人の妻から聴取しても受給した事実が無いというのみであること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月28日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人の妻が、今回新たに名前を挙げた申立期間当時の世話役であったとする同僚は、「A事業所に勤務していた申立人をはじめとするC

職は、終戦に伴い全員解雇となり、すぐに帰郷した。また、当該事業所の書類を命令により全て処分した。」と供述しているところ、申立人の複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳においても「当該事業所 20 年 8 月書類消失」と記載されており、脱退手当金が昭和 21 年 6 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日付が記載されていない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は昭和 20 年 11 月に消失した旨の記載が確認できること、ii) 前記のとおり、同年 8 月に当該事業所の書類が消失した旨の記載が確認できることを踏まえると、脱退手当金が支給決定されたとする 21 年 6 月 1 日の時点で、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び当該事業所の関係書類のいずれも失われていたものと推認され、被保険者記録の確認を適切に行い得たとは考え難い。

さらに、申立人に支給されたとする脱退手当金の支給額(37 円)は、法定支給額(30 円)と大幅に相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年7月10日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月21日から5年12月1日まで
② 平成6年9月30日から8年6月1日まで

申立期間①及び②はA社に継続して勤務していたが、両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち平成6年9月30日から7年7月10日までの期間について、申立期間②当時の事業主の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年5月31日の後の同年7月10日付けで、遡って当初記録されていた6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年9月30日と記録されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主についても、申立人と同様に、平成7年7月10日付けで、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が遡って記録されている。

さらに、当該事業所の商業・法人登記簿謄本では、当該事業所は当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

加えて、当該事業所の商業・法人登記簿謄本により、申立人は当該期間において、同社のB職であったことが確認できることから、申立人は、「私は、社会保険関係の事務に携わっていない。社長が行っていた。」と供述しており、事業主も同様の趣旨を供述していることから、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の遡及訂正については、関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日进行处理する合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理日である平成7年7月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における取り消し前のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、申立期間当時の事業主の供述から、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録では、当該事業所は、平成5年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、当時の事業主に照会したところ、「当時の書類が残っていないため、確認できない。」と回答しており、当該事業所が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける供述は得られない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人については、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、そのうち一人に照会したところ、「私は、パートとして勤務していたため厚生年金保険には加入しておらず、ほかの従業員が厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と供述しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった以降に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた7人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、いずれの者も、当該事業所が適用事業所となった平成5年12月1日以降に入社しており、申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認できる供述は得られない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

3 申立期間②のうち、平成7年7月10日から8年6月1日までの期間について、申立期間当時の事業主の供述から、申立人が当該期間において当該事

業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の事業主は、「当時の書類が残っていないため確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた前述の3人に照会したものの、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

さらに、当該期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②のうち平成7年7月10日から8年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

申立期間については、A社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者として記録されていない。

申立期間は、A社B営業所から同社本社に転勤した時期に当たるが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る社員個人票、異動歴の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し(A社B営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記「社員個人票」及び「異動歴」では昭和48年4月1日になっているが、申立人は、「4月早々に新入社員が入社し、経理業務の引継を行った。そのため、月末までB市の社員寮に住んでいた。」と供述していること、オンライン記録のA社の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年5月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和48年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和56年7月から同年9月までは28万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月1日から同年10月1日まで
② 平成8年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成13年4月1日から同年5月1日まで
④ 平成15年4月1日から同年5月1日まで
⑤ 平成17年4月1日から同年5月1日まで
⑥ 平成20年9月1日から同年10月1日まで

申立期間①はA社B支店、申立期間②はA社本店、申立期間③から⑥まではC社に勤務していたが、「ねんきん定期便」の厚生年金保険料納付額の月別状況を確認したところ、私が保管する給与明細書における厚生年金保険料控除額と相違しているので、申立期間①から⑥までについて、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「ねんきん定期便」の厚生年金保険料納付額と申立人が保管するA社B支店の給与支給票に記載された厚生年金保険料控除額との相違について申し立てしているところ、オンライン記録により、申立期間①に係る標準報酬月額は24万円、厚生年金保険料控除額は8,880円であることが確認できる。

しかしながら、A厚生年金基金の業務を引き継いだD連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」により、申立人の当該基金における申立期間①の標準報酬月額は、昭和56年7月1日に24万円から28万円に改定されていることが確認できるとともに、申立人が保管する給与支給票に記載された厚生年金保険料控除額(1万360円)は、標準報酬月額28万円に見合う保

険料額と一致することが確認できる。

また、A社B支店において、当時の社会保険事務担当者であったとする者は、「当時、事務管理のE職であり、社会保険の各種届出事務等は各支店が行っていた。また、厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失届、標準報酬月額の変更及び定時決定に係る届出は、複写式の届出用紙を使用しており、社会保険事務所（当時）、A厚生年金基金及び同健康保険組合にそれぞれ提出していた。」と当時の状況について具体的に供述していることから、同行同支店では、申立期間①当時、標準報酬月額の月額変更届は複写式の届出用紙を使用しており、A厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和56年7月1日に標準報酬月額を24万円から28万円に改定する旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、「ねんきん定期便」における平成8年4月の厚生年金保険料納付額（3万9,235円）と申立人が保管するA社本店の同年4月支給の給与支給票に記載された厚生年金保険料控除額（3万8,350円）との相違について申し立てている。

しかしながら、申立人が当時の支店長として名前を挙げた者及び同僚は、「A社では、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していた。」と供述しているところ、申立人が保管する給与支給票及びオンライン記録により、平成8年4月の厚生年金保険料率改定に伴う保険料が、翌月の同年5月支給の給与から控除されていることが確認できるとともに、同年4月支給の給与支給票に記載された厚生年金保険料控除額は、前月の同年3月の標準報酬月額に見合う保険料額と一致している。

また、「ねんきん定期便」に記載された申立期間②に係る厚生年金保険料額は、D連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」により確認できる標準報酬月額に見合った保険料額となっており、当該保険料額及び標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給票において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 3 申立期間③から⑥までについて、申立人は、前記2の項と同様、「ねんきん定期便」における厚生年金保険料納付額と申立人が保管するC社の給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額との相違について申し立てている。

しかしながら、申立人が保管するC社の給与支給明細書及び同社の回答が

ら、申立期間③から⑥までの各申立期間に係る厚生年金保険料は、翌月控除であったことが確認できるところ、「ねんきん定期便」における各月の厚生年金保険料納付額については、申立期間③から⑥までの各申立期間の翌月に支給された給与支給明細書における厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。

また、「ねんきん定期便」に記載された申立期間③から⑥までの各申立期間に係る厚生年金保険料額は、F厚生年金基金から提出された「異動記録情報照会リスト」により確認できる当該期間の標準報酬月額に見合った保険料額となっており、当該保険料額及び標準報酬月額の記録は、オンライン記録と全て一致している。

さらに、申立人の申立期間③から⑥までの各申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで
昭和48年7月3日にA社(現在は、B社)に採用され、49年8月末日付けで退職した。

C連合会(当時)から送付された郵便はがきには、加入員資格喪失日が昭和49年9月1日と記載されているが、厚生年金保険の加入記録によると、同年8月31日に同保険の被保険者資格を喪失している記録となっているので、この記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録、雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された労働者名簿により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、D厚生年金基金から提供された申立人に係る加入員索引票及び厚生年金基金加入員台帳において、申立人の加入員資格喪失日は昭和49年9月1日と記載されていることが確認できるとともに、当該記録が訂正された形跡は無い。

さらに、B社は、「申立期間当時の厚生年金保険に係る届出書類等を保管していないものの、現在、年金事務所に対する届出書は、厚生年金基金に提出するものと一体となった複写式の様式を使用しており、申立期間当時も同様であったと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の昭和49年8月の加入員記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 4005（事案 1985 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（昭和38年12月1日）及び同資格取得日（昭和39年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から39年7月1日まで

昭和37年3月から39年9月までA社に勤務し、C業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間頃には、同事業所の関連会社であったD社に勤務していたが、給与は継続してA社から支給されていたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申立てをしたところ、年金記録の訂正が認められなかった。

しかし、当初の申立てにおいて、申立期間について出向期間であるとされているが、実際には出向ではなく、関連会社であるD社に長期間出張して手伝いに行っていただけであり、申立期間当時、私と同様に、A社からD社に長期出張していた同僚が当時の事情を詳しく知っているはずなので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社の関連会社であったD社に出向し、申立期間において同社に継続して勤務していたことは認められるものの、i) B社は、「当時の事業主が既に死亡しており、当時の資料も廃棄済みであるため、当時の状況は一切分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況を確認できる資料及び供述が得られなかったこと、ii) 事業所名簿によると、申立期間当時、申立人が勤務していたとするD社が

厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、商業・法人登記簿謄本により、同社の代表取締役であったことが確認できる者は、既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、iii) 上記D社の代表取締役は、オンライン記録によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においても、同人が同事業所において被保険者であった記録が無いこと、iv) 申立人が、A社の事業主の子として名前を挙げた者からは、申立人が、申立期間において同事業所から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかったこと、v) 申立人が、当時の同僚として名前を挙げた二人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「私もD社に手伝いに行ったことはあるものの、その期間が短かったため給与はA社から支給されていたと記憶しているが、申立人は同社に長く勤務していたので、どこから給与が支給されていたかまでは分からない。」と供述していること、vi) 被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた9人に照会し、7人から回答が得られたものの、申立期間当時、D社に出向していた者について、A社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いがあったことをうかがわせる具体的な供述が得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、「D社は、当時、A社の社長と他の一人が、同事業所の製品を販売するために設立したばかりの事業所であり、D社には出向ではなく、長期間の出張で手伝いに行っていただけである。また、この出張していた期間についても、A社から給与が支払われていた。」と供述しているところ、B社は、「申立期間当時の事業主の妻からは、申立人が退職するまで継続してA社に勤務し、この間の給与についても同事業所が継続して支払っていた旨を聞いていた。」と回答している。

また、申立人が、自身と同様に、当時、A社からD社に長期間出張しており、当時の状況を知っている者として名前を挙げた同僚は、当初の申立てにおいて、同社で勤務していた旨の供述をしている同僚であることから再度照会したところ、同人は、「申立期間当時の2か月間程度の期間、申立人と同様に、D社に手伝いに行っていた。この出張していた期間についても、A社から給与が支払われており、厚生年金保険料が給与から控除されていた。申立人も同様だったと思う。申立人と私のほかにD社に手伝いに行っていた同僚はいない。」と供述している上、被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該同僚は、当該期間についてもA社において継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与の支払状況について、「A社の事業

主の妻が私の従姉妹であったことから、当時、事業主の妻が私の給与を管理しており、給与のうち必要な分だけを受け取り、残りを預金してくれていた。申立期間についても、生活に必要な分だけを送金されてきていた。」と具体的に供述しているところ、当該事業主の妻は既に死亡しているものの、事業主の子二人は、「当時、申立人と同居しており、母が申立人の給与を管理していた。申立人がD社に長期間出張していたことを記憶しているが、出張していた期間についても、A社から給与が支給されていたと思う。」と供述しており、このうち一人は、「申立人のほかに同僚一人がD社に長期間出張していたが、この同僚と申立人は同様の待遇であったと考えられる。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月から39年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和54年5月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から56年1月まで

私は、母親や区役所に勤務していた私の姉の夫に勧められ、昭和54年の夏頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、当時、病気療養のため退職していたので、国民年金保険料を生命保険の入院・手術給付金で支払った記憶がある。

申立期間の保険料納付書は同区役所から送付を受け、銀行やコンビニで納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和54年の夏頃に国民年金の加入手続を行い、婚姻直後の57年7月頃に申立人の妻が国民年金の加入手続を行った後に、申立人が自身の再加入手続を行ったとしているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号と申立人の同記号番号の前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、申立人の妻の同記号番号は57年7月頃に、申立人の同記号番号は58年3月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人の国民年金の加入手続が初めて行われたのは同年3月頃と考えられる。

また、オンライン記録により、昭和57年度の国民年金保険料を一括して昭和58年3月15日に納付していることが確認できることから、その頃に国民年金の加入手続が行われたと推認され、その時点では、申立期間の保険料の大部分は時効により納付することができない。

さらに、A市において申立期間に係る申立人の国民年金被保険者名簿が作成されていないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと

から、申立人に保険料納付書が送付されることはなく、保険料を納付することができなかったものと推測される。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料及び同年4月から52年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から50年3月まで
② 昭和50年4月から52年12月まで

私は、いつのことかは忘れたが、夫婦で国民年金に加入するため、夫婦一緒にA市役所に行き、加入手続を行った。

その際、同市役所の男性職員から、20歳まで遡って国民年金に加入することができるという説明され、その遡った期間である申立期間①の保険料を納付する手続も併せて行い、後日、送られてきた納付書で、妻が夫婦二人分の当該期間の保険料をまとめて納付した。

申立期間②については、国民年金の加入手続の際、同職員から、付加保険料を納付すると将来もらえる年金額が増えるという説明されたので、加入と同時に付加保険料を納付する手続も行ったのに、記録では、国民年金保険料納付済期間の途中から付加保険料が納付されたこととされている。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、夫婦連番で昭和53年1月頃に払い出されたものと推認できる上、A市における申立人夫婦の国民年金被保険者名簿には、国民年金の加入手続を行った日付を記録する「届出年月日」欄に「S53.01.13」と記載されていることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年1月13日に行われたものと認められ、その時点で、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、国民年金の加入手続を行った直後に遡ってまとめて納付したとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 50 年 4 月から 52 年 12 月までの保険料を 53 年 1 月にまとめて納付していることが確認でき、申立人は、このほかに保険料を遡ってまとめて納付したことはないとしていることから、申立人が遡ってまとめて納付した保険料は、当該納付済期間の保険料であると考えるのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は国民年金の加入手続と同時に付加年金保険料を納付する手続も行ったとしているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金被保険者資格の記録欄に、昭和 53 年 1 月 13 日付けで付加年金に加入したことが記載されており、申立人が国民年金の加入手続と同時に付加年金保険料を納付する手続を行ったとする申立内容と一致する。

一方、付加保険料は、付加保険料を納付する申出を行った日の属する月以後について納付することができるものであるところ、申立期間②は、申立人が付加保険料の納付の申出を行う前であり、申立人に当該期間の付加保険料の納付書が交付されることはなく、申立人は当該期間の付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 3 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料及び50年4月から52年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から50年3月まで
② 昭和50年4月から52年12月まで

私は、いつのことかは忘れたが、夫婦で国民年金に加入するため、夫婦一緒にA市役所に行き、加入手続を行った。

その際、同市役所の男性職員から、20歳まで遡って国民年金に加入することができると説明され、その遡った期間である申立期間①の保険料を納付する手続も併せて行い、後日、送られてきた納付書で、私が夫婦二人分の当該期間の保険料をまとめて納付した。

申立期間②については、国民年金の加入手続の際、同職員から、付加保険料を納付すると将来もらえる年金額が増えると説明されたので、加入と同時に付加保険料を納付する手続も行ったのに、記録では、保険料納付済期間の途中から付加保険料が納付されたこととされている。

申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、夫婦連番で昭和53年1月頃に払い出されたものと推認できる上、A市における申立人夫婦の国民年金被保険者名簿には、国民年金の加入手続を行った日付を記録する「届出年月日」欄に「S53.01.13」と記載されていることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は、同年1月13日に行われたものと認められ、その時点で、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、国民年金の加入手続を行った直後に遡ってまとめて納付したとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和50年4月から52年12月までの保険料を53年1月にまとめて納付していることが確認でき、申立人は、このほかに保険料を遡ってまとめて納付したことはないとしていることから、申立人が遡ってまとめて納付した保険料は、当該納付済期間の保険料であると考えるのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は国民年金の加入手続と同時に付加年金保険料を納付する手続も行ったとしているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金被保険者資格の記録欄に昭和53年1月13日付けで付加年金に加入したことが記載されており、この日付は、申立人が国民年金の加入手続を行った日で、申立人の、加入手続と同時に付加年金保険料を納付する手続を行ったとする申立内容と一致する。

また、付加保険料は、付加保険料を納付する申出を行った日の属する月以後について納付することができるものであるところ、申立期間②は、申立人が付加保険料納付の申出を行う前であり、申立人に当該期間の付加保険料の納付書が交付されることはなく、申立人は当該期間の付加保険料を納付することができない期間である。

- 3 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2074

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年5月まで

私の母親が、A町で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査及び申立人が所持する年金手帳の記録により、昭和52年3月頃B市C区において払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、既に時効により納付することができない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとするA町に申立人の国民年金被保険者名簿は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2075 (事案 1725 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付について、第三者委員会に申立てを行ったが、納付していたものとは認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、私の姉が私の国民年金保険料を納付していたことを記憶していることから、再度、申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、i) 申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡している上、申立人自身はこれらに関与していないとしていることから、当時の加入手続及び保険料納付状況が不明であること、ii) 申立人が所持する国民年金手帳は、昭和45年4月16日に発行されたものであることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この時に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるとともに、国民年金手帳、A県B市の年度別納付状況リスト及びオンライン記録がこの資格記録で一致しており、申立人は、申立期間中、国民年金に未加入であったと推認できること、iii) 申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、兄弟二人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと思うと供述するだけで、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶がない上、申立人とその兄の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により、同一の期間について、異なる日に保険料が納付されている期間、及び一方が納付済みで一方が未納とされている期間があることが確認でき、申立

人の母親が申立人とその兄の保険料を一緒に納付していたとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立人の姉が申立人の国民年金保険料を納付していたことを記憶していると主張していることから、申立人の姉に事情を聴取したところ、兄弟の国民年金保険料を頼まれて納付したことはあるとしているものの、国民年金の未加入期間であった申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる説明は得られず、ほかに当初の当委員会の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成元年5月まで

私の母親は、平成元年4月頃に、A市B区役所の年金担当課から私の未納分の国民年金保険料について納付勧奨の電話連絡を受けたことから、同区役所の窓口で申立期間の保険料として20数万円を遡って納付した。

母親は、その際、窓口担当者から「これで子供さんのこと安心ですね。」と言われたこと、及びその当時私が28歳であったことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成3年7月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の母親は、遡って納付したとする申立期間の国民年金保険料額を20数万円と記憶していると述べているところ、申立期間の実際の保険料合計額は62万4,520円であり、その金額は申立人の母親の記憶とは大きく相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される平成3年7月の時点で、過年度納付が可能であった元年6月から3年3月までの国民年金保険料合計額（18万800円）及びA市の国民年金被保険者名簿により、同年7月23日が保険料の収納日であることが確認できる同年4月から同年8月までの保険料合計額（4万5,000円）を合わせた金額が22万5,800円になることを踏まえると、申立人の母親が遡って納付したとする20数万円の保険料は、元年6月から3年8月までの期間の保険料であったと考えるのが自然で

ある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年9月までの期間及び平成元年1月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から63年9月まで
② 平成元年1月から2年3月まで

私の国民年金は、死亡した元夫と結婚後、当時の義父が加入手続を行ってくれた。義父は、当時、A組合のB職やC職を長期にわたり務めており、組合を通して組合員の国民年金保険料の完納を目的に活動していたことから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれた申立人の義父が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、義父は既に死亡しており、申立人自身はこれらに関与していないことから当時の保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立人及び平成元年*月に死亡した申立人の元夫に係るA町の国民年金被保険者名簿には、申立人の昭和59年度の欄に「払えない」、元夫の同年度欄に「しばらくの間、払えない」と記載されているほか、申立人の同名簿の備考欄には、「元. 11. 16 社保面接（納付困難）」と記載されており、申立期間当時、申立人及び元夫の国民年金保険料が未納であり、A町や管轄の社会保険事務所（当時）が納付勧奨を行っていた状況がうかがえる。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の元夫も死亡するまでの申立期間の国民年金保険料が未納であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から9年6月まで

私は、A県職員を退職した後、父親が経営するB事業所の手伝いをしながら生活していたが、両親が平成9年7月頃にC市D区役所からの連絡を受け、同区役所に出向き、私の国民年金加入手続きを行い、2年分の国民年金保険料を窓口で納付したことを両親から聞かされた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ってくれたとしており、申立人の父親は、既に死亡していることから申立人の母親に当時の状況を聴取したところ、母親は、自身は関与しておらず、これらは全て申立人の父親が行っていたと述べているほか、申立人自身もこれらに関与しておらず、申立人の国民年金加入手続き及び保険料納付の状況を確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号は、国民年金への加入を契機として、平成17年3月11日に申立人に対し付番されていることが確認できることから、申立人は、この時に国民年金の加入手続きを行い、7年7月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられ、加入手続きを行った時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し、別の基礎年金番号が付番されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 47 年 7 月 26 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 47 年 9 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月18日から同年11月23日まで
② 昭和36年4月1日から41年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和41年6月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月19日から同年10月20日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和23年1月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月頃から 40 年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）には、昭和 38 年 1 月頃から勤務していたが、年金事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 40 年 11 月 1 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「昭和 40 年 8 月 1 日現在」と記載のある申立人の履歴書には、昭和 40 年 8 月 24 日付けの同社の受付印が押されており、同社は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる当時の資料は無いが、履歴書によると、当社の受付が 40 年 8 月であることが分かるため、38 年 1 月から勤務していたということはないようだ。」と回答している上、当該履歴書には、申立期間のうち 39 年 3 月から 40 年 7 月までの期間について、別の事業所における職歴が記載されていることが確認できる。

また、申立人が当該事業所で先輩であったとして名前を挙げた 3 人のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、このうち申立人を記憶している一人は、「申立人と一緒に勤務したことは間違いないが、申立人の勤務開始時期については分からない。」と述べている上、同人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 40 年 6 月 1 日であることがオンライン記録により確認できる。

さらに、上記 3 人のほか申立人が名前を挙げた者のうち生存及び所在が確認できた 3 人及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 6 人に照会したものの、いずれの者からも申立人の当該事業所における勤務開始時期を確認できる供述

を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 12 日から 52 年 6 月 15 日まで
申立期間はA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、申立期間に係る標準報酬月額は、基本給のみで歩合給が含まれていない記録となっているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、昭和 63 年 7 月 * 日に破産手続が終結していることが確認できるとともに、当時の事業主も生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間における給与の支払い及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者二人に照会したところ、両人は、「申立人を知っているが、当時の給与の支給状況までは分からない。」と回答しており、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた9人に照会したところ、回答が得られた8人のうち2人は、「申立期間当時の給与は、基本給に残業手当及び調査歩合給等が加算されていたが、給与支給額と標準報酬月額との間には数万円から10万円以上の差があったと記憶しており、会社では、基本給のみを報酬月額として社会保険事務所（当時）に届出していたものと思う。」と供述しているとともに、他の一人は、「当時の給与支給額までは覚えていないが、

B職には業務に応じた歩合給が支給されており、毎月の給与支給額には大きな変動があった。」と供述しており、残りの5人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができず、申立人も申立期間の厚生年金保険料控除額について具体的な記憶がない。

加えて、被保険者原票における申立人の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致している上、当該記録が遡及して訂正されているなど不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 11 月まで

申立期間はA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、知人の紹介で入社し、社会保険の加入が入社時の条件であった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 9 月 29 日までの期間、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録はない。

また、商業・法人登記簿謄本により、A社は昭和 59 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており、事業主の妻も、「申立人のことは記憶にない。また、関係資料が無く、当時の状況は分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として唯一名前を挙げた者は、「会社は厚生年金保険の適用事業所だと思っていたが、社長に確認したところ、国民年金に加入するように言われた記憶がある。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該同僚は、申立期間において国民年金の被保険者であることが確認できるとともに、事業主及びその妻も、申立期間において国民年金の被保険者資格を取

得していることが確認できる。

加えて、申立人は、上記同僚を除いてA社で一緒に勤務していた者を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができず、申立人も申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務し、B業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述及び現在の事業主の供述から判断すると、申立人は、勤務の開始日及び終了日の特定はできないものの、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録はない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主及びその子の名前を挙げているが、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の子は、「父から事業を引き継ぎ、現在は、C社として営業している。申立期間当時、申立人と一緒に勤務した記憶はあるものの、申立期間当時の資料は無く、当時の具体的な記憶もない。また、申立期間当時から現在まで、当事務所が厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、私は、申立期間当時から国民年金に加入していた。」と供述しているとともに、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主及びその子である現在の事業主は、いずれも申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、上記のほか、申立期間当時の同僚一人の名前を挙げているものの、当該同僚を特定できないことから、申立人の申立期間当時の厚生年

金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該事業所は法人登記されていたことが確認できないことから、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったと考えられる上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。